

令和4年1月21日

本校生徒の皆さん
本校生徒の保護者の皆さま

都立狛江高等学校長
浜田 浩 和

まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和4年1月11日付で「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」についての通知を配布したところです。

1月20日、国は、東京都への1月21日から2月13日までを期間とするまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

現在、オミクロン株の急激な感染拡大の状況にあります。かつてないスピードで感染が拡大しており、誰もが感染するリスクがあると指摘されています。

こうした状況を踏まえて、本校においても、東京都教育委員会の指示を踏まえて、下記の対応をこれまで以上に危機感をもって取り組むことが必要です。

特に、部活動等による感染事例が増えていることから、換気の徹底やマスクの正しい着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅、不要不急の外出の自粛など、生徒への感染症対策の指導を徹底してまいります。お子様と内容を確認の上、御対応をお願いします。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 基本方針

- 基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。
- 学校の運営に当たっては、ガイドラインに基づく感染症対策を徹底する。
- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう、始業・終業時刻の設定を工夫するなど時差通学を徹底する。
- 学校や地域の感染状況に応じて、オンラインを活用した分散登校や短縮授業を実施することができる。学校において陽性者を確認した場合には、オンライン学習を活用する。

2 生徒に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗い
- 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合は登校せず、受診すること）

- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（生徒同士の間隔を2m（最低1m）以上確保）
- 常時換気の徹底（CO2測定器による計測を活用）
- 黙食の徹底
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- 校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。

(2) 学習活動について

- 現在の感染状況に鑑み、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

（例）

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動、及び合唱祭
- ・家庭科における調理実習 等

(3) 学校行事について

- 生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、延期又は中止する。
- 都内における校外での活動は可能とし、都外における校外での活動は延期又は中止する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、まん延防止等重点措置が解除されるまでの間、延期又は中止する。ただし、宿泊を伴わない都内での代替活動は可とし、その場合は活動の前後でPCR検査を実施することを推奨する。

(4) 部活動について

- 部活動については、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、練習試合等は、実施しない。ただし、全国大会や関東大会、当該大会につながる都大会、都高文連等が主催する大会への出場は可とし、大会等参加に伴う都内での練習試合等は可とする。
- 大会等に参加する場合には、宿泊の有無に関わらず、参加の前後にPCR検査を実施することを推奨する。実施に当たっては、保護者の同意を得た上で行う。また、引率した教員に対しても同様にPCR検査の実施を推奨する。
- 宿泊を伴う大会等終了後、おおむね1週間程度、オンライン等を活用した自宅学習の期間を設定し、参加生徒の健康観察を行う。引率した教員は同様に自宅勤務を行う。

3 教育活動におけるPCR検査の活用拡大について

PCR検査の実施については、生徒の感染リスクの低減や校内への感染拡大の防止を図るため、活用場面を拡大し、大会参加や宿泊を伴う教育活動、校外活動等の教育活動の前後に検査を実施することを推奨する。

4 家庭における感染症対策の徹底

次のことについて、別添の資料「児童・生徒の感染リスクが高まる場面」を活用して保護者等に周知し、対応を依頼する。

- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。
- 生徒同士の会食や、更衣室や自家用車等の狭い空間での関わりは感染リスクが高く、実際に感染した事例が起きていること。
- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、生徒は登校せず休養する。この場合、各学校においては、生徒の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気

5 生徒への個別の配慮

- 特に配慮が必要な生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

〔問合せ先〕

都立狛江高等学校

副校長 高島 英生

電話 03-3489-2241